

交通災害共済加入 申込が始まります!

■申込開始 5月6日(木)
※申込書は5月初旬に振興会を通じて配布予定です。

■加入資格
垂水市に住民登録されている方(外国人を含む)

■共済期間 令和3年6月1日～令和4年5月31日

■共済会費 ①大人…400円

②小人(中学生以下)…200円

■加入方法 申込書に掛け金を添えて振興会よりお申込みください。直接申込も可能です。

■対象交通事故
自動車・単車・自転車等による国内での交通事故

■共済見舞金

①死亡見舞金…100万円

②傷病見舞金…基本額1万円

入院…1日につき600円
通院…1日につき500円

※7日以上の治療を受けた場合で、180日が限度

■共済見舞金の請求期間

交通事故日から1年以内

◎問い合わせ先

市民課相談係 ☎32-1295

軽自動車税(種別割) 納付期限と減免手続

■納期限 5月31日(月)

※納税通知書…5月上旬発送

■納税証明書の有効期限

①納付書払い

令和4年5月30日まで

②口座振替

令和4年6月15日まで

■減免手続 障害者の方が所有者・使用者である軽自動車は減免が受けられる場合があります。

■必要書類

①本人運転 納税通知書、車検証写し、免許証、各種手帳、

印鑑、マイナンバーカード等

②生計同一者運転

納税通知書、車検証写し、運転者の免許証、生計同一・常時介護証明書、印鑑、障害者の方のマイナンバーカード等

※代理人申請の場合は、委任状、障害者の方のマイナンバーカード、代理人の身分証明書が必要

■申請先 税務課市民税係

■申請期限 5月31日(月)

※手続きに数日かかる場合があります。お早めにご相談ください。

スポーツ安全保険

(財)スポーツ安全協会では、スポーツ・文化・ボランティア・地域・指導活動等を行う団体の活動中や移動中に対する保険を行っています。活動充実のために活用されてみてはいかがでしょうか。

■被保険者

4人以上のアマチュアの社会教育関係団体の各個人

■対象事故

①団体での活動中

被保険者の所属する団体の管理下における活動中の事故

②移動中の事故

所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故

※学校管理下の活動中は対象外

■保険期間 振込日翌日～

令和4年3月31日(木)

■加入方法

市体育館、文化会館、鹿児島銀行にある加入依頼書に必要事項を記入のうえ、掛金をお支払いください。

◎問い合わせ先…社会教育課

文化スポーツ係 ☎32-7551

減免申請が必要のない方

※車両異動は再申請が必要です。

※減免対象は障害者の方、1人につき1台で普通自動車等との重複減免はできません。

◎問い合わせ先…税務課

市民税係 ☎内線130・131

20歳になった方へ 国民年金制度を 動画でご案内

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。

国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続き等について日本年金機構のホームページにてわかりやすく動画でご案内しています。ぜひご覧ください。

▼動画はこちらから



◎問い合わせ先

市民課市民係 ☎内線163

経済センサス活動調査を実施します!



▲詳しくは
キャンペーン
サイトへ

Pick Up
INFO

■調査期日

令和3年6月1日

■調査対象

全国すべての事業所・企業

■調査事項

事業所名称、所在地、経営組織、従業員数、事業内容、経理項目など。

■調査目的

全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国のおよび地域別に明らかにし、事業所および企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施するものです。

■調査方法

5月より調査員が訪問し、調査票の回答依頼、配布を行います。

一部の事業所(支所がある純粋持株会社および資本金1億円以上など)については国から調査票を郵送します。

■回答方法

インターネットか紙の調査票を選択して、回答をお願いします。

※この調査は【統計法】に基づき実施される基幹統計調査で報告義務があります。回答していただいた内容は統計作成の目的以外には絶対に使用しません。

◎問い合わせ先: 総務課情報統計係 ☎32-1045

第2次垂水市男女共同参画基本計画

垂水市における男女共同参画社会の実現を目指し、「第2次垂水市男女共同参画基本計画(10か年計画)」を策定しました。

■男女共同参画社会とは

「すべての人が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」のことです。

■基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

■基本目標

- 一人ひとりの人権が尊重され
- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

■重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進
- 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 3 すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- 4 生涯を通じた健康支援
- 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 6 すべての人が安心して暮らせる環境の整備
- 7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

公式HPで、計画の詳細を
紹介します。計画の内容を知り、
みんなで男女共同参画社会の
実現を目指しましょう。



▲HPはこちら

◎問い合わせ先: 企画政策課地域振興係 ☎内線246

Pick Up
INFO